

連携会員に関する規則

令和二年十月二十六日
地区防災計画学会事務局

地区防災計画学会規則十一条に基づき、連携会員に関する規則を次のように定める。

(連携会員の登録)

第一条 連携会員としての登録を希望する者は、地区防災計画学会（以下「当会」という。）の事務局（以下「事務局」という。）が指定する様式の入会届を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事務局が認めたときは、当該手続を省略することができる。

(連携会員の会費)

第二条 連携会員は、初回の登録に当たって二千円を納入するほか、毎年度、会費一万円を納入しなければならない。なお、当会の年度は、毎年四月から翌年三月までとする。

2 連携会員が納入した会費等は、その理由を問わず、これを返還しない。

(連携会員登録の抹消)

第三条 連携会員は、未納会費を納入した上で、任意に登録抹消届を事務局に提出することができるほか、以下の事由によってその登録が抹消される。

- 一 死亡
- 二 事務局が指定する期間を超えた会費の滞納
- 三 事務局が、連携会員としてふさわしくない者として、登録抹消を決定した場合

2 前項第二号の場合において、事務局が特に認めたときは、登録の抹消を猶予することができる。

(その他)

第四条 本規則で規定したほか、連携会員に必要な事項は、事務局が指示する。